

返戻金制度について

当社の紹介により就業したものが、入社後 3 カ月以内に本人都合による退社、または本人の責に基づく解雇により、雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- | | |
|----------------------------------|-----|
| (1) 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合 | 80% |
| (2) 入社後 1 か月超、2 か月以内に雇用契約が終了した場合 | 50% |
| (3) 入社後 2 か月超、3 か月以内に雇用契約が終了した場合 | 10% |

但し、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により、別の定めをする場合があります。